

## 会 議 録

会 議 名	第11回米原市男女共同参画審議会
開 催 日 時	令和2年8月7日（金）午前10時～12時15分
開 催 場 所	米原市役所 米原庁舎 2階 会議室2A
出席者および欠席者	出席者：小沢修司委員(会長)、石河美千子委員（副会長）、宇田川美千子委員、黒田嘉子委員、塚田多佳子委員、笥ひとみ委員、堤辰也委員、北村きのの委員、大久保芳子委員、時田智史委員、渡部優委員、磯部修委員 米原市：宮川総務部長、三條人権政策課長、西村課長補佐、本田主幹、橋本主任、 市男女共同参画センター：鏝田所長
議 題	【審議事項】 ・第3次米原市男女共同参画推進計画における進行管理について ・今後のスケジュールについて ・市民意識調査、自治会向け実態調査項目について 【報告事項】 ・視察（草津市・甲賀市）の状況について ・事業所向け実態調査の実施について ・申請書等における性別調査欄の見直しに関する調査について
資 料	当日配布資料 ・次第 ・資料1：米原市男女共同参画審議会委員名簿 ・資料3：第3次推進計画に掲げている主な目標一覧 ・資料4：米原市男女共同参画推進計画今後のスケジュールについて ・資料5：令和2年度男女共同参画審議会 ・資料8：視察（草津市・甲賀市）の状況について ・資料9：事業所向け実態調査項目について、 令和2年度事業所における男女共同参画実態調査票 ・資料10：申請書等における性別調査欄の見直しに関する調査について 事前配布資料 ・資料2：第3次米原市男女共同参画推進計画進行管理調査票 ・資料6：市民意識調査項目についてのポイント、 令和2年度男女共同参画に関する市民意識調査 ・資料7：自治会向け実態調査項目についてのポイント、令和2年度地域 社会における男女共同参画に関する自治会実態調査
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	○第3次米原市男女共同参画推進計画の進行管理については、市の女性管理職の割合の増加についての質問が有り、これについては、職員数に関係するため、現在は少ないが、今後は、増える傾向にあると報告した。自治会内の女性役員の登用についての質問では、今後、自治会運営等に携わる組長段階から参画し、続いて役員への登用が望ましいと説明した。 条例化に係る考え方については、関係各課と連携を図り、女性活躍推進の気運を高めるためにも条例化の必要性を検討すると説明した。 ○本推進計画の今後のスケジュールおよび次期計画策定に向けて実施する4つの調査の調査項目について説明し、スケジュールの確認を行った ○昨年度に実施した視察の状況について報告した。
審 議 経 過	各議題について事務局から説明を行った後、各委員から意見等をいただいた。主な意見は別記のとおりである。

会議の公開・非公開の別	■公開 傍聴者：なし
会議録の開示・非開示の別	■開示 □一部開示（根拠法令等：） □非開示（根拠法令等：）
全部記録の有無	会議の全部記録 ■有 □無 録音テープ記録 □有 ■無
担当課	総務部 人権政策課（内線91-129）

別記

## 【第 11 回審議会概要（主な意見等）】

### （1） 第 3 次男女共同参画推進計画における進行管理について

資料 2 「第 3 次男女共同参画推進計画進行管理調査票」 および資料 3 「第 3 次推進計画に掲げている主な目標一覧」について事務局から説明をおこなった後、各委員から御意見をいただいた。（詳細説明略）

#### 会長

市役所管理職における女性職員の割合ですが、現在 22.1 パーセントということですよ。かなり少なくなっているように思いますが、先ほど、退職者が多かったとの説明があったかと思いますが、何か補足がありますか。

#### 事務局

管理職に占める女性の割合も少ないですし、退職された女性管理職の中に家の事情等で退職されたという方もあります。

#### 会長

令和元年度の実績が 22.1 パーセントですね。 今年の人事異動は 4 月でしたか。

#### 事務局

4 月です。

#### 会長

それでは、今年度の状況はどうですか。

#### 事務局

令和 2 年度の実績は、20.2 パーセントです。

#### 会長

そうしますと、昨年度の実績の 22.1 パーセントより、今年度 4 月の人事異動時で 20.2 パーセントと下がっていますよね。令和 2 年度の目標を 30.0 パーセントにするということですが、できますか。

#### 事務局

管理職に占める女性の割合が今少ないですし、今後入ってくる職員については、今年度についても男女同数程度となっていますので、今後、女性管理職の割合としては上がってくると思います。

## 会長

平成 26 年度の実績が 21.6 パーセントで、27、28、29 年度が 25 パーセントと 4 分の 1 ま  
で上がっていたのが、最近少し下がり気味だという状況です。令和元年に 22.1 パーセント  
になり、今年度の 4 月時点で、20.2 パーセントということですので、ここは、頑張ってい  
ただく必要があると思います。

## 委員

市内自治会における女性の自治会長・副自治会長の数ということで、目標値が定められ  
ていますが、これに対して、どういう働きかけがあって、結果が 1 人という実績になった  
のかを教えてください。

## 事務局

令和元年度の実施状況としまして、自治会の女性役員登用を推進するため自治会の規約  
等において女性役員を選出する規定を設け、かつ、女性役員を 2 人以上選出した自治会に  
対し、年間 1 万円を交付する自治会パートナーシップ事業を実施させていただいて、働き  
かけをしている状況です。

## 委員

今御質問のありました件ですが、地域協働課で、自治会へ女性役員の登用について推進  
しております。一足飛びに自治会の会長・副会長に女性になっていただくというのもハー  
ドルが高い部分もあるので、役員として女性にも自治会の運営に参画していただくという  
ところから 1 歩ずつ自治会での女性参画を促していこうということで、昨年度から、自治  
会パートナーシップ事業という形で、規約の中で、複数の女性役員を選出していただく  
というルールを持っていただいて、今後、この選出が行える体制を取っていただく。それと  
合わせ、現に 2 人以上の女性役員を選出していただく。この 2 つを持って、パートナ  
ーシップ事業として、1 万円の交付をしています。お金のことだけでなく、地域担当職員制度  
という形で、そういった取組に対し職員も一緒に入って進めていくということも合わせて  
実施しています。昨年度の実績でみると、9 自治会が規約を作り、かつ、2 人以上の役員  
を選出されたという実績があります。内訳を言いますと、このルールを作って自治会に投  
げかけさせてもらったことで、ルールづくりが以前からあった自治会もありますが、3 か  
ら 4 の自治会が、新たに女性役員を 2 人以上設けるような規約に改正していただいた実績  
もあります。このような実績を今後、他の自治会にも投げかけさせてもらい、その先には、  
自治会長・副会長にも男女問わず参画していただけるような自治会活動をお願いしてい  
きたいと思っています。

## 会長

先ほど、質問のあったのは、女性が代表者または副代表である団体（自治会）の割合で  
すが、今のパートナーシップ事業は、女性役員を選出するという規約を設けて、かつ、女  
性役員を 2 人以上選出した自治会に対して、1 万円の助成を行うということですね。それ  
に応じて、2 人以上の女性役員を登用した自治会の数が、令和元年度の実績で 9 自治会と  
いうことですね。その理解でまちがいないですね。そうすると、その 9 自治会というのは、

規約を改正した上で、女性役員が2人以上選出されているということですね。

## 委員

はい、その通りです。

この交付金の申請を昨年度末に自治会からいただく際に、規約と役員の名簿を提出いただいて確認した自治会が9自治会ということです。

## 会長

そうすると、その上段に、女性役員を登用する自治会数の令和元年度の実施状況が書かれていますが、会長1、副会長0、会計7、合計8自治会となっていて、数が合わないのではないですか。

## 委員

パートナーシップ事業の方の女性役員は、会長、副会長、会計の3役だけでなく、他の協議員のような自治会の運営組織として携わる役員も対象にしていますので、この3役の8自治会の数とは合っていないことになります。

## 会長

そうすると、女性役員を登用する自治会数には、会長、副会長、会計しかあがっていないが、パートナーシップ事業で規定する女性役員というのは、会長、副会長、会計だけではなく、その他の役員も入れているということですね。表記の仕方が少し、混乱しているように見受けられますね。

## 委員

さらに付け加えますと、パートナーシップ事業の9自治会と3役の方の8自治会は、9自治会の内数でもありません。つまり、3役の方で8自治会とあがっていて、ここでは、“8”としてカウントされていても、この8自治会の中で実際に規約を設けて、2人以上の女性役員を選出しているという条件に合わなければ、パートナーシップ事業の9自治会数には含まれませんので、内数という形にもなっていません。

## 委員

納得しました。どういう働きかけがあったのかを知りたかったのです。そこから15人の目標を達成するのにどうするかですよね。私も4年委員をさせてもらっていて、すぐには、うまくいかないだろうなということもわかってきています。細かく話し合いができればいいのですが、これだけ資料が膨大だと、どこに目を向けたらよいのかが正直わからなくて。なぜ、この資料が先に配布されたのかをもう少し、わかるようにできなかったのだろうかというのが正直なところです。それに関しては、事務局の方、どうでしょうか。

## 事務局

もう少し、見やすい形でポイントとなる部分をわかりやすく表記し、どこを見て欲しいのかわかるような形でポイントを絞ってまとめ、今後、お知らせしたいと思います。

## 会長

自治会における女性の自治会長、副自治会長の数ということで、資料3にまとめていただいているが、それだけでは、実態が見えてこずに、逆に、資料2の数字があつてこそ、資料3の数字がわかってくるということもあるので、わかりやすくまとめる必要はありますが、まとめ方については、かなり工夫しないとなかなか実態を反映したまとめ方、知らせ方にならないので、少し、工夫していきましょう。他の委員の方、いかがでしょうか。

## 委員

今の関係ですが、自治会の会長と副会長の数と役員の数というように一緒にしてありますが、資料2の4ページに女性が代表者または副代表者である団体の数が、平成28年度には5自治会あったものが、令和元年度には1自治会になっている。一方で役員は、9自治会ある。これは増えているのに、代表は減っている。代表と副代表の数を増やす方向と役員に参加してもらう方向と2つ必要なと思います。もう1つは、地域担当職員制度が、パートナーシップ事業と合わせて行われているようですが、パートナーシップ事業をすれば、地域担当職員制度が利用できるというものではなく、別のものですよね。そのあたりもよくわからないので、質問します。

## 会長

委員の指摘のように、女性が代表者または副代表者である団体の数が3自治会から5自治会に増えてきたのが、逆に、1自治会に減っている。これが後退しているのかどうか、現状をどう分析するのかは、しっかり議論が必要かと思います。

単に偶然かもしれないが、米原市の管理職に占める女性の割合が、一時期25パーセントまで上がったのが、22パーセント、20パーセントと下がってきている。両方にまったく関係はないように思うが、少し気になる動きですね。事務局として、何か感じることがありますか。

## 事務局

会長から2つの数字についての指摘がございましたので、わかる範囲で答えさせていただきたいと思います。まず、2つの数字の直接的な関連性は無いかと考えています。

1つ職員の構成上の問題として、平成25年以降ぐらいから、米原市の正職員が全体で400名ぐらいいますが、男女比や職員数が年ごとにばらつきがあります。そういった関係もありまして、平成25年前後ぐらいからできる限り女性管理職の積極的登用を進めるという考えは今も変わりませんが、その当時25パーセントを超えるところまで達成できたので、できる限り早い段階で、30パーセントを目指そうということで努めてきましたが、結果的には、特に、ここ1、2年の退職者の関係等もあつて、残念な結果となっています。これについては、更なる努力をしていく必要があるかなと分析しているところです。自治会の会長、3役の女性の数が少なくなっているとの話がありましたが、こちらの方も先ほど、地域振興部代表の委員から紹介がありました通り、できる限り、自治会の中の中核的な企画部門でかかわっていただけるレベルの女性役員の数を増やし、女性の意見が企画段階から通るような組織風土をつくらうということへのきっかけづくりとしてパートナーシップ事

業を起こしています。そのため、今後も継続的な取組が必要だと考えています。短的に、ここ数年の2つの数字が下がっていることに両方の関連性は特に無いものと考えています。

## 会長

地域と行政における動きが要因は別だと思うが、数字が同じように動いているのが気になります。その他、委員の方、いかがでしょうか。

## 委員

いきなり役員にというのは、本当に難しい話で、まず自治会に関しても自治会運営がどのようになされているのかということに対し、組長段階の細々したものを体験するところから必要で、まず知ることが大事だと思います。行政職員に関しても同じだと思います。例えば、女性だから土木の関係は少し無理だから、福祉関係の仕事というように短絡的なことではなく、すべての分野に男性も女性も特に今現在、苦手と思われる、土木部門などに女性を積極的に登用する。それから、今9自治会でルールづくりがされ、女性が役員にも入っているということですが、その9自治会でどういう形で女性役員を選ばれたのか、どういう土壌があるのかなど、効果的だと思われることをぜひ検証していただきたい。そして、効果的だと考えられることをぜひ他の自治会にも出して欲しい。

## 会長

ありがとうございます。事務局、何か発言がありますか

## 事務局

自治会の運営方法や考え方もあると思いますが、そのあたりの分析は、本年度、市民、事業所、自治会のアンケートを行う予定をしています。その中で、自治会向けの意向調査がありますが、今、審議していただいていることについて、質問の中で分析していきたいと思います。また、パートナーシップ事業の啓発の中で、どのように進めていけば効果的なのか分析しながら推進していきたいと思っています。

## 委員

私は、ハートフルフォーラムや総会等に参加させていただき、いろんな意見も言うが、良し悪しに関係なく、女性の意見は上から伏せられてしまう。そういう形態がいつまでも変わらないです。女性でも誰でも意見を言ったら平等に受け止める。否定されずに受け止められる。女性は意見を言ってもだめだという意識が高いです。今度のアンケートの中で、女性の意見もちゃんと聞く、頭から否定しないということを自治会の男性やみなさんに言っていただければ、もっと女性の参画が増えるのではないかと思います。

## 会長

他の委員のみなさんも地域の中で同じような経験をされた方もおられるかもしれませんので、お互いに情報交換するなり、発言をしていただければと思います。

事務局に質問です。まなびサポーター制度というのがありますが、これに登録されている方が、男女共同参画関係でサポーターとして活動されるということではないですよね。

## 事務局

そうです。限定したものではありません。

## 会長

地域にまなびサポーターとして登録される方の数が増えていくことは非常に重要なことだと思いますが、これも平成 30 年度は 216 人であったものが、令和元年度は 164 人と減っています。これは毎年、更新しているということですか。更新者の数が、164 人ということですか。

## 事務局

そうです。登録者の中には、活動をされていない方もいますので、継続して活動するかどうかの意思確認をした結果、この人数になったということになります。

## 会長

164 人は、実際にまなびサポーターとして活動されているということですね。平成 25 年度の 131 人から平成 30 年度の 216 人と増えてきたと思ったが、実は、登録だけで実質的にあまり活動していない方も含めた数なので、令和元年度で登録されている 164 人が実態に近いということですか。

## 事務局

そうです。

## 会長

50 人ほど減っていますが、実態が反映されたということで減ったのであれば、少しは安心しますが、まなびサポーターとして活動しようとする方や意欲が減っているということであれば気になります。

## 事務局

そうですね。この数 164 人は、実際に活動されている方の数になります。活動されていない方の理由は、確認しないと今は申し上げられない状況です。

## 会長

地域の女性の発言や役員の数、地域での学びにかかわる人は重要な役割を果たすと思うので、数字もさることながら、実態をしっかり押さえながら地域がどれだけ活性化しているのか、自由に意見が出せるのか、自由に学びができているのかは、非常に重要なポイントだと思いますので、実態をおさえることが今後も必要かと思います。

### (2) 今後のスケジュールについて

## 事務局

資料 4 の米原市男女共同参画推進計画今後のスケジュールについて事務局から説明をおこなった後、各委員から御意見をいただいた。（詳細説明略）



## 会長

今後2年間のこの審議会の大きな役割が、現在第3次計画が進んでいますが、第4次計画を策定することと条例の制定です。資料5を見ますと、条例案の検討が12月と3月に予定されています。計画の策定と条例の制定が、今期2年間のこの審議会の大きな課題、任務になるだろうと思っています。スケジュールによると、今年度は、市民意識調査や自治会向け調査、事業所への調査も行う予定となっていて、条例案の検討もするが、次期の計画案策定についての議論が入っていないということは、まず、条例の制定を先行させ、今年度は、条例案についてこの審議会で議論する。そして、来年度になってから第4次計画の策定に向けた審議・議論を行っていく。そのように、資料4と5を見て受け止めましたが、まちがいないですか。

## 事務局

そうです。そのような形になります。

## 会長

条例というのは、資料5の右上に、女性活躍とかダイバーシティ、ワークライフバランスの推進というように書かかれています。条例の名前は、「男女共同参画条例」ですか。

## 事務局4

今後、検討、議論していただきたいと思います。

## 会長

具体的な名称は、さておいて、男女共同参画に関する条例を主としては考えているということですね。そこに条例に盛り込む内容としては、最近の変化として、女性活躍とかダイバーシティ、ワークライフバランスの推進といったものがあるので、それらは条例の中に書かないといけないということで、資料5の右上に書かれているということですね。

## 事務局

資料5の3番目に条例ということが書いてあります。まず、条例というのを考えますと、これは、自治体が有する法規です。これまでの展開を見た中で、計画は策定されています。しかし、計画がなかなか実行に移っていかない、高まっていかないという課題も考えています。そういう中で、いかに実行力を持つか、目指すべき姿に向かって、それぞれの役割にどういうものがあるのかをまず確認し、それに向かって実行するか。例えば、女性活躍についても課題がたくさんあります。そうした中で、まず市民や自治会、企業が参画することにより女性活躍推進の気運が高まると思います。また、市においても様々な関係課があります。例えば、女性活躍に関しては、商工観光課であったり、自治会に関しては、地域協働課であったり、また、DVに関しては、子育て支援課との関係もあります。これらの連携を図っていく、また、役割を確認する意味でも条例というものが需要ではないかということで、今回の検討に入れさせてください、これが次期の計画にも反映されという意味で、計画については来年度になります。

その前段の部分で課題を整理し、条例の骨子的なものがないかということで、第3回目の審議会から項目に挙げています。この部分は、職員ワーキングもあり、これと連動する形で、職員ワーキングで検討した翌月に審議会を開催ということで、資料5には表記しています。このように市の内部でも検討を進めながら、審議会の期間が10月から少しあきますが、その間、皆さんの意見等も郵送等で聞かせていただき、取り入れながら進めていきたいと思います。

#### 会長

推進計画は、現在、第3次の計画が進んでいて、令和3年度までということは分かっているのですが、新しい第4次の計画の策定が必要なことはわかっていたのですが、条例というのは、急に出てきた話ですか。昨年度までの審議会で、条例を作るというのは、私の記憶にはあまりありませんが。副会長、どうですか。

#### 副会長

あまり、意識していなかったです。

#### 会長

条例を制定するのは、特段、反対するわけではないが、条例制定というのが出てきたのは、以前からそういう課題を持っていたということですか。

#### 事務局

内部では、課題を共有していました。後ほど、報告がありますが、昨年、視察に行っています。視察は、最初に条例を制定した甲賀市で、すでに女性活躍推進法を施行しています。そこの視察に行ったというのが、審議会の中でありました。そういう部分でも条例ということは考えていました。

#### 会長

わかりました。私の認識がそこまではありませんでした。確かに、昨年11月に草津市と甲賀市に視察に行かしていただいています。そこは、男女共同参画の条例を制定されているということで、それを先行事例として視察しています。それを踏まえると事務局としては条例制定が課題としてあったということについて、今、認識を新たにしました。条例の制定に関する議論と推進計画策定に関する議論を今年度と来年度、この審議会で行っていくというスケジュールの説明がありました。

#### 委員

今のスケジュールの中で、今年度、市民意識調査を行うことになっていますが、この調査の目的は、計画策定のためのものか、条例策定のためのものか。どういう視点で意識調査をされるのですか。

#### 事務局

今回の意識調査は、市民意識調査、事業所、自治会の調査となっています。これらにつ

いては、第4次米原市男女共同参画推進計画を策定するに当たって広く皆様の意見を伺うことです。平成27年度にも調査をしまして、その推移を確認していきながら計画をつくっていきたいということを目的としていますが、当然、地域のみなさんの意向や考えも掌握できますので、条例の参考になる点がありましたら、一部を反映することもあるかと考えています。

## 委員

意識調査の文書の中に条例のことは記載されていないが、事務局としては参考にしたいということですが、そのあたりや条例については、市民には、いつ公開されるのですか。

## 事務局

条例の制定の手続きの中では、パブリックコメントという形で、市民からの意見を募集する場面があります。

## 会長

確認ですが、条例制定については、市長は強い意志、意欲を持っておられますよね。

## 事務局

実は、条例については、先ほどの条例の名称も今後ということで、先送りしている形になっています。今、考えているのは、男女共同参画というのがまずありますが、別の人権尊重のまちづくり審議会がありまして、そこで多文化共生のプランの策定の動きがあります。そことの関係で、場合によっては、例えば、世田谷区ですと、男女共同参画と多文化共生とを合わせた条例を持っていて、その中の専門部会という形で審議会を設置していて、計画もそれぞれ持っているというようなところもあります。そのあたりも視野に入れつつ考えていて、実は、方向性がまだ決定していない状況です。まずは、今月中（8月中）にアクションプランということで今後の計画が示される中で、その中に方向性を示していきたいと考えています。

## 会長

委員からも御質問がありましたが、市民に条例の制定を検討していることを、誰が、どういう形で言い出すのか。しかも、事務局からは多文化共生の話の進行状況も含んでいて、もしかしたら叶わない場合も出てくるかもしれない。この男女共同参画審議会が、条例案を検討しているとのパブリックコメントを実施するとの話があったが、この審議会が発案となって条例をつくるというようになるのは、唐突な気がします。いづれにしても、なぜ条例が必要なのか、条例を作ることにどういう意義があるのかをしっかりと議論をしていきたいと思えます。これは、第3回、第4回の審議会での議論になるかと思えますが、場合によっては、次回にでも“何のための条例なのか”についても多文化共生の動きも見えつつとの話もありますが、ここ1か月間で方向性が固まってくるのかなと思えますので、次回の審議会で、その進展状況やこの審議会として条例制定に向けどう議論し動くのかについても検討していきたいので、事務局の方、検討をお願いします。

## 事務局

わかりました。

## 委員

ちなみに県下の条例の策定状況は、どんな具合ですか。

## 事務局

男女共同参画については、今、把握しています。13市のうち8市が策定しています。多文化共生については、まだ、把握できていませんので、今後、検討していきたいと思えます。

## 会長

先ほどの私の質問には、まだ回答がありませんが、市長の意思は固いですよね。

## 事務局

それについては、両方の審議会に絡むものであり、まだ、提案という形では、まだ出していないのが状況です。ただ、条例の必要性については、こちらとしては考えており、プランだけ策定してもなかなか難しく、市民や事業所にとって機運を高めるためには何らかの旗印が必要だということを認識していますので、何とか説明をして、条例制定の方向にならないのかと考えているところです。

## 会長

ありがとうございます。今説明していただいたスケジュールを念頭に置いて、進めていきたいと思えます。

### (3) 市民意識調査、自治会向け実態調査項目について

## 事務局

資料6、7の市民意識調査、自治会向け実態調査項目について、事務局から説明をおこなった後、各委員から御意見をいただいた。（詳細説明略）

## 会長

自治会に関する調査に関して、107自治会に調査するとのことですが、それぞれの自治会でどのような規約を設けているのかは、すでに行政としては把握されていますよね。

## 委員

自治会の規約については、認可地縁団体という法人格を持っている自治会については、この手続きは総務課担当ですが、認可地縁団体に登録する際の規約を総務課が把握しています。それ以外の法人格を取っていない、認可地縁団体を取っていない自治会については、市から直接、規約をもらうということはしていませんが、例えば、市の補助金を申請する際に、規約などで活動内容や様子を確認する材料として頂くことがあります。

## 会長

この調査で、一応調べるといことですよ。この自治会の実態調査ということで、先ほど、地域で発言してもなかなか聞いてもらえないとか条例を制定する必要があるのではないのかなどの議論になっていますが、男女共同参画が、地域、自治会でなかなか進まない現状をどういう形で把握するのは、すごく重要な意識調査、実態調査になるかと思います。そういう点で、是非この項目について、こういう聞き方でよいのか、もう少し聞き方を変えた方がいいのではないかといった発言をお願いしたい。

事務局に確認ですが、市民、自治会調査はいつ実施しますか。

## 事務局

10月ぐらいにはアンケートを発送したいと考えています。

## 会長

ということは、もう一度、次回の審議会で、調査項目については確認する機会があるということですね。

## 事務局

はい。職員ワーキングチームにも事務局案を提示し、語句の訂正なども行ったものを本日、提案しています。また、本日の結果を受けて職員ワーキングチームに返して、最終、市民や自治会に配布するものとしてこの審議会でも報告させていただきたいと思っています。

## 会長

わかりました。そうしますと、委員のみなさん、この場で発言いただけなくても、まだ時間的余裕がありますので、気づいた点については、事務局に個別に意見を寄せていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

《終了》